

海老名市週休２日制確保工事試行要領（土木工事）

（目的）

第１条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、海老名市が発注する工事現場における週休２日制を確保する工事（以下「確保工事」という。）を試行するために、必要な事項を定める。

（発注方式）

第２条 海老名市が発注する確保工事は、次のいずれかの方式とする。

- （１） 発注者指定型 発注者が通期及び月単位の週休２日に取り組むことを指定する方式をいう。
- （２） 受注者希望型 受注者が通期及び月単位の週休２日に取り組むか否かを選択できる方式をいう。

（対象工事）

第３条 原則として設計金額（税込）が４,０００万円以上の工事を確保工事の対象とし、設計金額（税込）が１億５,０００万円以上の工事は、原則発注者指定型とする。ただし、次に掲げる工事は、確保工事の対象としない。

- （１） 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- （２） その他発注者が対応が困難であると判断した工事

（用語の定義）

第４条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 通期の週休２日 工事現場において、対象期間内で４週８休以上の現場閉所日を設けることをいう。
- （２） 月単位の週休２日 通期の週休２日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で４週８休以上の現場閉所日を設けることをいう。
- （３） 完全週休２日 月単位の週休２日を達成し、かつ土曜日及び日曜日の作業を実

施しない4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。なお、受注者が降雨、降雪等による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休2日として扱わない。

- (4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。
- (5) 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。
- (6) 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。
- (7) 対象期間 確保工事において、週休2日に取り組む現場着手日から現場完成日までの期間（年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間を除く。）をいう。ただし、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらない現場作業等を発注者が認めた期間については、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くことができる。
- (8) 現場閉所日 工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理を含む一切の作業（現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等を除く。）を実施しない日をいう。なお、降雨、降雪等による作業を実施しない日については、現場閉所日数に含めることができるものとする。

（確保工事の実施方法）

第5条 発注者指定型確保工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 確保工事は、次の規定により実施するものとする。

ア 受注者及び発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有するものとする。

イ 受注者は、毎月、先月の実績と今月の計画を示した月間工程表を監督員に提出するものとする。

ウ 受注者は、当月分の現場閉所実績報告書（第1号様式）を翌月の5日までに

監督員に提出するものとする。

エ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の30日前まで（設計金額（税込）が1億5,000万円以上の工事は60日前まで）に、最終月の現場閉所実績報告書（第1号様式）及び対象期間全体の現場閉所履行報告書（第2号様式）を作成し、監督員へ提出するものとする。

オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、確保工事である旨を表示するものとする。

記載内容は、次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

週休2日制に取り組む工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。

発注者:海老名市

受注者:〇〇建設(株)

(2) 経費の補正は、当初の設計金額において、週休2日制確保工事試行要領補足事項（土木工事）（別表。以下「補足事項」という。）により、通期及び月単位の週休2日の経費補正を行う。この場合において、現場閉所の通期の週休2日が達成できて、月単位の週休2日が達成できなかった場合には、工事請負契約書約款第25条の規定に基づいて、契約金額のうち当該補正分を減額変更するものとする。

第6条 受注者希望型確保工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、契約後、確保工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、週休2日制確保工事実施同意（不同意）届（第3号様式）を施工計画書と併せて発注者に提出するものとする。この場合において、不同意を選択した場合は、次号及び第3号の規定は適用しない。

(2) 確保工事は、前条第1号イからオまでの規定により実施するものとする。

(3) 経費の補正は、通期及び月単位の週休2日の現場閉所の実績に応じて、補足事項（別表）により行い、工事請負契約書約款第25条の規定に基づいて、契約金額を変更するものとする。

（アンケートの実施）

第7条 発注者は受注者に対して確保工事についてのアンケートを実施するものとし、受注者はアンケートを工事完成届と併せて発注者に提出するものとする。

（疑義の措置）

第8条 発注者は、現場閉所実績報告書（第1号様式）、現場閉所履行報告書（第2号様式）及び月間工程表の内容に疑義が生じた場合には、受注者にその内容についてヒアリング等を行い、その経緯、原因等を確認するものとする。

2 発注者は、前項の確認により虚偽の報告が明らかになった場合は、契約金額の是正、工事成績評定の修正等の措置を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年9月1日以降に公告する確保工事に適用する。
- 2 土木工事標準積算基準書（令和5年7月1日）を適用している確保工事については、従前の例による。

《令和6年4月1日・制定》

別表（第5条・第6条関係）

週休2日制確保工事試行要領補足事項（土木工事）

当初の設計金額において、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
月単位の週休2日 全月現場閉所率28.5%（8日/28日）以上	1.02	1.00	1.01	1.02
通期の週休2日 現場閉所率28.5%（8日/28日）以上	1.02	1.02	1.02	1.03

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

工事名

年 月 日 ~ 年 月 日

[illegible]

履行確認	
対象日数	日
現場閉所 日数	日
現場閉所率	%

通期の週休 2 日 (累計状況)	
対象日数	日
現場閉所 日数	日
現場閉所率	%

月単位の週休 2 日※

※暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

完全週休 2 日※

※月単位の週休2日を達成し、かつ土日も作業を実施しない。

(注) 2部作成し、各々保管する。

第2号様式（第5条・第6条・第8条関係）

年 月 日

長 殿

現場閉所履行報告書

受注者

代表
者印

所在地

現場代理人

主任（監理）技術者

電話番号

次のとおり、週休2日制確保工事の実施結果を報告します。

工事名	
工事場所	
契約工期	年 月 日 ～ 年 月 日
対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日

詳細は裏面のとおりです。

（注）2部作成し、各々保管する。

工事期間	工事日数 (日)	現場閉所 (日)	現場 閉所率
対象期間全体（通期の週休２日）			

週休２日制確保工事達成状況	
---------------	--

第3号様式（第6条関係）

週休2日制確保工事実施同意（不同意）届

年 月 日

長 殿

所在地

名 前

次のとおり、週休2日制確保工事の実施について届け出ます。

工事名	
週休2日の実施	